

36 賃金控除に関する協定書

賃金控除に関する協定書

社会福祉法人_____理事長_____と職員代表_____は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき下記のとおり協定する。

記

1 社会福祉法人_____理事長_____は、毎月の賃金支払いの際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

大阪民間社会福祉事業従事者共済会掛金の本人負担分

職員給食費

職員親睦会費

2 この協定書は、平成 年 月 日から有効とする。

3 この協定書は、いずれかの者が、 日前に文書による通知をしない限り、効力を有するものとする。

平成 年 月 日

社会福祉法人_____

理 事 長_____印

職 員 代 表

職 名_____

氏 名_____印